

8月1日から支給開始 児童扶養手当の 父子家庭支給について

■ 児童扶養手当とは…

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を共にしていない子どもを育成する家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

■ 父子家庭への支給要件は…

- 次の要件に該当する子どもについて、父が監護（子どもを監督し、保護すること）し、かつ、生計を共にしている場合に支給されます。
- 父母が婚姻を解消した子ども
- 母が死亡した子ども
- 母が一定程度の障がいのある状態にある子ども
- 母の生死が明らかでない子ども
- 母が1年以上遺棄している子ども
- 母が1年以上拘禁されている子ども など

■ 手当を受給するためには…

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市町村への申請が必要です。今回の父子家庭への支給は、平成22年8月分から開始となりますが、申請日と支給開始月は次のとおりです。

○ 7月31日までに支給要件に該当している人

↓11月30日までに申請した場合「8月分」からの手当を受けることができます。

○ 8月1日以降に支給要件に該当した人

↓11月30日までに申請した場合「支給要件に該当した日の翌月分」から手当を受けることができます。
※11月30日を過ぎてからの申請は、「申請日の翌月分」からの支給となります。

■ 申請手続きに必要なものは…

- 市での申請には次の書類が必要です。
- 請求者と対象児童の戸籍謄本
- 請求者名義の預金通帳
- 印鑑（認印可）
- そのほか必要な書類（個々のケースにより異なります）。

※重要※ 手当関係のお知らせ

■ 子ども手当現況届

平成22年度子ども手当現況届は、6月上旬に提出が必要な人に現況届を発送しています。この届は今後の手当を受け取るための大切な手続きですので、忘れず手続きを行ってください。

なお、4・5月中に子ども手当新規認定請求または子ども手当額改定認定請求を行った人は、今年度の現況届は提出不要ですので、用紙は送っていません。

■ 児童扶養手当現況届

現在、児童扶養手当を受給中の人（上記父子家庭は除く。）は、毎年8月に現況届の提出が必要です。手続きが必要な人には8月初旬に案内文書を送付しますが、内容確認などが必要となりますので、必ず受給者本人がこども家庭課または各支所住民福祉課で手続きしてください。
【提出期限 8月31日(火)】

■ 特別児童扶養手当所得状況届

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している人を対象に支給される特別児童扶養手当を受給されている人は、所得状況届の提出が必要です。手続きが必要な人には8月中旬に案内文書を送付します。
【提出期限 9月10日(金)】

いずれの手当もこれらの届で受給者の現在の状況などを確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを判定します。提出がない場合は、8月分（子ども手当については6月分）以降の手当を受給できなくなる場合があります。

■ 提出先・問い合わせ

こども家庭課 ☎22・9654 FAX 22・9646
各支所住民福祉課

◇ 児童扶養手当の月額について

手当の月額は、受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や、受給資格者の所得などにより決定します。

○ 児童1人の場合

全部支給：41,720円

一部支給：9,850円～41,710円

○ 児童2人以上の加算額

2人目：上記月額に5,000円加算

3人目以降：上記月額に3,000円ずつ加算

《所得制限限度額表》

扶養人数 (税法上)	受給資格者の所得	
	全部支給	一部支給
0人	19万円未満	192万円未満
1人	57万円未満	230万円未満
2人	95万円未満	268万円未満
3人以上	上記金額に38万円ずつ加算	

扶養人数 (税法上)	扶養義務者*の所得 (*…同居する3親等以内の親族)
	0人
1人	274万円未満
2人	312万円未満
3人以上	上記金額に38万円ずつ加算

※扶養義務者の所得が限度額を超過した場合、手当月額は0円、限度額未満の場合は受給資格者の所得による判定額が手当月額となります。

※8月以降の手当は平成22年度（平成21年中）所得により月額を決定します。

伊賀市がもっと明るくなるといいな

社会を明るくする運動



7月4日、上野ふれあいプラザ駐車場で開催された社会を明るくする運動に、市立桃青の丘幼稚園の子どもたちが参加しました。

出発式の後に行われたパレードでは、社会を明るくする運動と書いた横断幕を先頭に銀座パレードをしました。また、パレードを終えた子どもたちは、普段幼稚園で踊っているダンスとこの日のために練習をしたダンスを披露しました。年長組の3クラスおよそ60人のダンスは、とてもかわいらしく、その姿をビデオやカメラに収めようとたくさんの保護者が集まりました。



できるかな？

楽がきくらぶ



7月3日、阿山公民館で親子でものづくりを楽しむ「楽がきくらぶ」を開催しました。

この日は親子11組が参加し、たまごパックを使ってビー玉の穴落としゲームを作りました。たまごパックに穴を開けたり、セロテープを貼ったり、親子で協力して作り上げました。完成後は、ゲームで楽しく遊び、親子のふれあいを楽しんでいました。

みんな集まれ！

第13回 農業ふれあいまつり



7月19日、予野地区の伊賀市農業公園ふれあい広場で、農業ふれあいまつりを開催しました。

このまつりは、都市住民と農村住民との出合いやふれあいを通して、地元農畜産物の普及や地産地消の拡大、農村地域の活性化を促すことを目的としています。

会場に設けられたステージでは、バンド演奏や芸能ショーなどが行われ、園芸相談コーナーや、足湯、ホールインワンゲームなどが人気を呼んでいました。



まちがどTopics

選挙権者になるぞ！

選挙権は18歳に達して認められ、19歳以上の国民の選挙権者です。選挙権は国民の権利であり、選挙権の行使は国民の義務でもあります。選挙権を行使するためには、選挙権者登録が必要です。

（加入日）（選挙権） エントリー（選挙権） 19歳以上

（加入日）（選挙権） エントリー（選挙権） 19歳以上

・伊賀市選挙管理委員会（選挙管理センター）

・選挙権者登録（選挙権者登録）

伊賀市選挙管理委員会 選挙管理センター

緑化事業

空き地の
草引き

剪定

消毒・施肥

芝生貼り
及び
管理

空き地
及び畦の
草刈り

お庭のお手入れお任せ下さい!!

和・洋風どちらのお庭も経験豊かなスタッフが丁寧な仕事でお応えします!!

元気で美しいお庭づくりを応援します。
お庭のことなら何でもご相談下さい。

お気軽に
お電話下さい。 ☎0595-21-9823 見積無料

有料広告を募集します

広告の募集を行っています。掲載料は1枠（縦5cm×横9cm）2万円です。掲載を希望する号の2カ月前からお申し込みいただけます。広告に関するお問い合わせは、秘書広報課（☎22・9636）までお願いします。※掲載の広告について不明な点は直接広告主へお問い合わせください。

INAX 株式会社 INAX 総合サービス

上野事業部 伊賀市三田1030番地